

## 「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」の変更点（新旧対照表）について

近年多発しております、リチウムイオン電池等発火危険物混入による、火災事故を防止する目的および、過年度において当協会に事前のご連絡なく、引き渡しを契約期間中に取りやめた自治体があったことから、これらの防止目的に伴う契約書条文加筆、修正と併せて、これまで「誓約書」として交付しておりました反社会的勢力等の排除に関する書面を「業務実施覚え書き」、「業務実施契約書」へ追記し、「誓約書」については廃止させていただくことになりました。

## ●「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分） ※変更前、変更後の箇所は下線を引いています。

条項	平成31年度	令和2年度
第5条(分別基準適合物の予定引き渡し量)	<p>3 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。</p> <p>5 甲は、引き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更された場合には、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。</p>	<p>3 甲は、予定引き渡し量については、正当な理由なく、<u>かつ乙に事前の断りなく</u>、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。</p> <p>5 甲は、引き渡し量が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその変更に関する合理的な理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更された場合には、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。</p>
第8条(分別基準適合物の品質確保)	<p>2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。</p> <p>3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。</p>	<p>2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質水準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、<u>乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。</u></p> <p>3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。<u>特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して、具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。</u></p>
第10条(安全管理)	<p>甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。</p>	<p>甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく<u>主務官庁からの告示、通達等並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物（第8条第2項に言うリチウムイオン電池等の発火危険物を含む）や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。</u></p>

<p>第16条(反社会的勢力の排除に関する誓約)</p>	<p>乙は、暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる。)、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体(以下総称して「反社会的勢力等」という。)と何らの関係や関与を持たないこと、及び反社会的勢力等によって経営を支配されていないことを約する別添の誓約書を甲宛に提出する。</p>	<p>乙は、甲に対し、以下の各号を誓約する。  <u>(1) 自らが、暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる。)、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体(以下総称して「反社会的勢力等」という。)ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない(反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。)こと。</u>  <u>(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力等ではないこと。</u>  <u>(3) 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。</u>  <u>(4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。</u>  <u>ア 甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為</u>  <u>イ 偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為</u>  <u>ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為</u>  <u>エ 法的な責任を超えた不当な要求行為</u>  <u>2 乙が、第4条に定める本覚え書きの有効期間中に次のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずして乙と締結している本覚え書きを含むすべての契約書を解除することができる。ただし、甲がすべての契約書を解除しようとする場合、乙が、下請事業者(下請遅延防止法第2条第8項に定めるものをいう)に、再商品化業務の再委託をしている場合は、甲は乙が相当の期間を定めた当該下請事業者に対する催告を要することを了解する。</u>  <u>(1) 本条第1項の各号に違反したことが発覚した場合</u>  <u>(2) 反社会的勢力等として起訴された場合</u>  <u>(3) 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合</u></p>
------------------------------	--	--

●「業務実施契約書」(市町村負担分) ※変更前、変更後の箇所は下線を引いています。

条項	平成31年度	令和2年度
<p>第6条(予定委託量)</p>	<p>3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。  4 甲は、引き渡し量が予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なくその理由を付した書面で乙に通知する。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴</p>	<p>3 甲は、予定委託量については、正当な理由なく、かつ乙に事前の断りなく、甲が自ら処分し又は乙以外の第三者に引き渡してはならない。  4 甲は、引き渡し量が予定委託量に対して大幅な変更が見込まれるときは、遅滞なく<u>その変更に関する合理的理由を付した書面で乙に通知する</u>。乙はその連絡をふまえ、必要に応じて甲と乙との間で協議を行ったうえで、乙としての対応を判断する。また、甲が一部事務組合、広域連合又は代</p>

	い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更された場合には、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。	表市町村である場合で、その構成市町村の引き渡し量の撤回等に伴い、その引き渡し量が予定委託量に対して変更された場合には、当該構成市町村の撤回等に相当する引き渡し量を削減することで乙は甲と協議を行い、乙としての対応を判断する。なお、本項における協議には、甲又は乙が所轄官庁に相談することも含まれる。
第10条(分別基準適合物の品質確保)	2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。	2 甲が再商品化事業者に引き渡した分別収集品の品質が引き取り品質ガイドラインの品質基準より著しく劣ると判断される場合及びリチウムイオン電池等に代表される発火危険物の混入が発見された場合には、乙は甲と協議し改善の要求をすることができる。 3 甲は、前項の改善要求が出されたときは、改善について早急に取り組むものとする。特に前項の発火危険物の混入が発見された場合には、発火事故防止の観点から、甲は、乙からの改善要求に対して具体的な改善案を書面にて乙に提示しなければならない。
第12条(安全管理)	甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。	甲は、廃棄物処理法等の廃棄物の適正処理に関する法令及びこれらに基づく主務官庁からの告示、通達並びに分別基準及び引き取り品質ガイドラインを遵守し、再商品化事業者における危険物(第10条第2項に言うリチウムイオン電池等の発火危険物を含む)や感染性廃棄物の混入による安全、衛生上の事故の防止に努め、適正な処理について乙と協議するものとする。これと並行し、発火事故防止の観点から、甲は発火危険物の正しい排出方法について甲の地域住民に対して十分な啓発活動に努めるものとする。
第18条(反社会的勢力の排除に関する誓約)	乙は、業務実施覚え書き第16条に定める反社会的勢力の排除に関する誓約書を甲宛に提出する。	乙は、業務実施覚え書き第16条に定める反社会的勢力の排除に関する誓約を甲に対して遵守する。

上記変更に伴い、前年度送付していた「業務実施覚え書き」(特定事業者負担分)、「業務実施契約書」(市町村負担分)書類等の構成が以下のとおり変更となります。

●変更前

業務実施覚え書き	2部
業務実施契約書	2部
誓約書	1部

●変更後

業務実施覚え書き(誓約書条文含む)	2部
業務実施契約書(誓約書条文含む)	2部
保管施設別再商品化業務実施事業者明細(名称変更の可能性あり)	1部

- 表の一覧は全量申込みの場合の書類構成です。特定事業者負担分のみの申込みでは業務実施契約書、保管施設別再商品化業務実施事業者明細(市町村負担分)は書類に含みません。
- 保管施設別再商品化業務実施事業者明細は、従来は「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」裏面にありましたが、今後は別紙(表裏1枚、特定事業者負担分のみ申込みは表1枚のみ)となります。
- 「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」裏面に署名、捺印欄が移る予定です。
- 保管施設別引き取り運搬事業者一覧は、従来より変更ありません。

以上